

けいかく とうごう こうか かだい
計画の統合による効果と課題
けん かんが かた
についての県の考え方



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

れいわ ねん がつ にち

令和5年3月14日

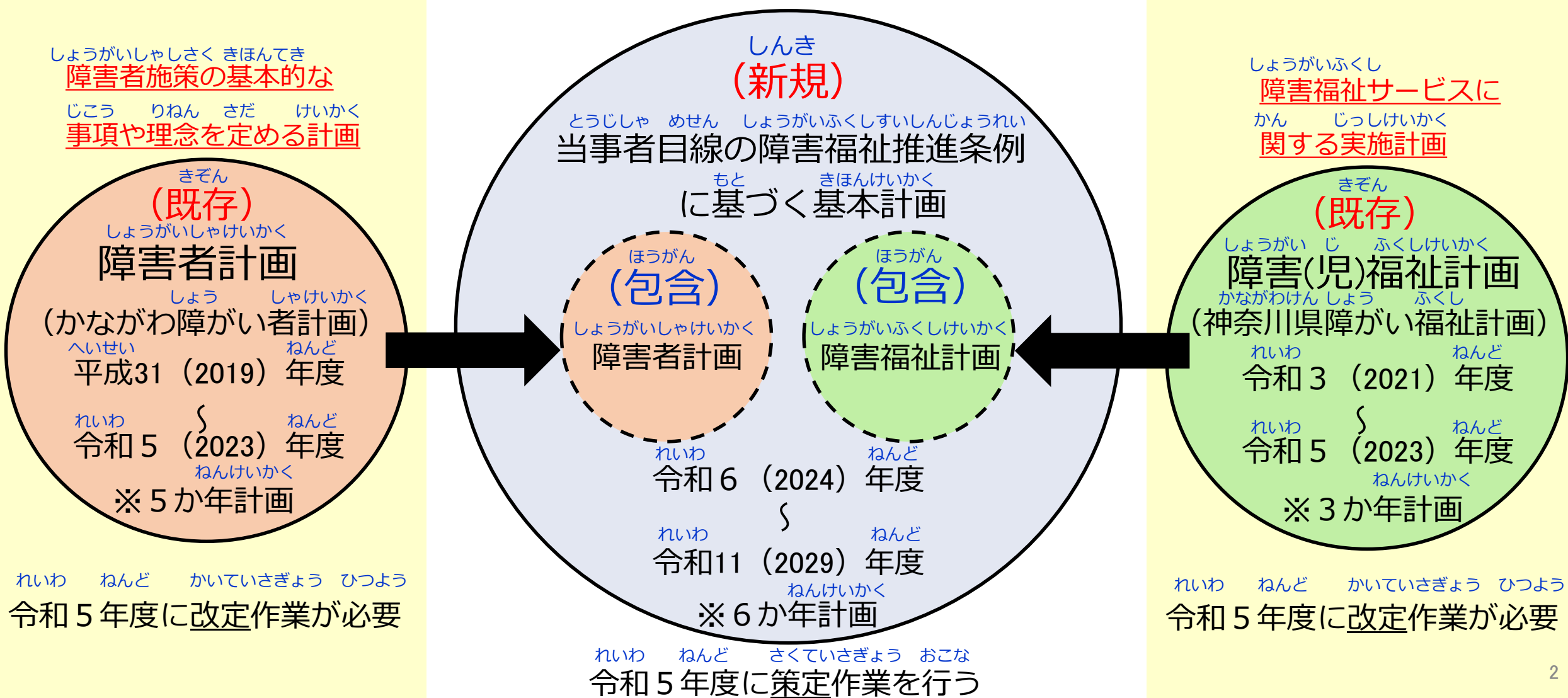
かながわけん ふくし こ

きよく

神奈川県福祉子どもみらい局

1. 計画の統合について(イメージ図)

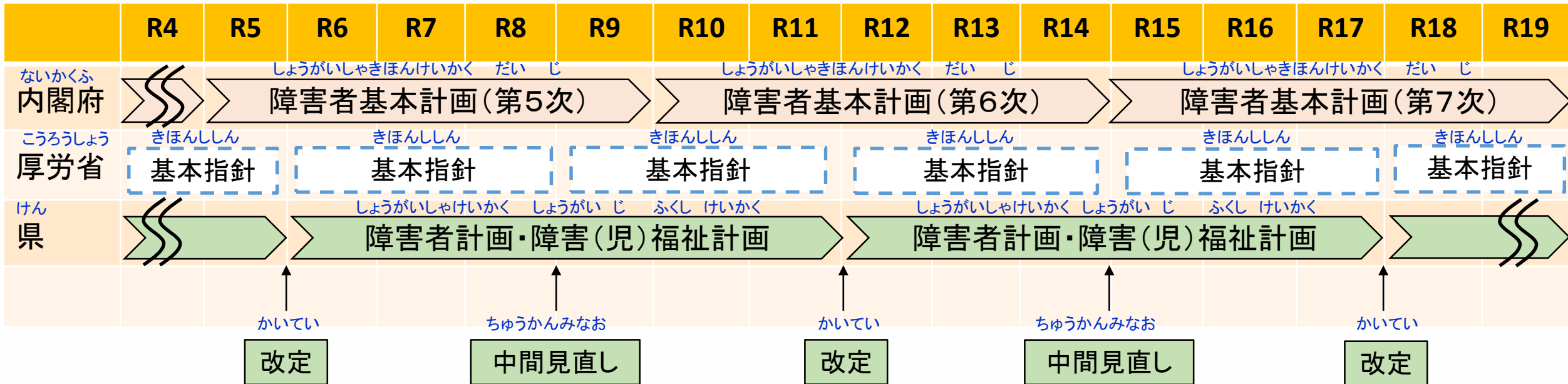
改定が必要な既存の2計画と、新たに策定する1計画を一本化したい



2. 計画の統合及び計画の年数

次期の障害者計画と障害(児)福祉計画の策定年度が重なること、また、当事者目線の障害福祉推進条例を制定したことを契機に、より実効性の高い総合的な計画とするため、**6か年計画として策定することとしたい。**

※ なお、障害(児)福祉計画に該当する部分は、国の基本指針に則して、**3年目に中間見直しを実施**する。
また、国の障害者基本計画の策定に合わせて、**必要に応じて修正**を行う。(計画の改定)



3. 現行計画の課題

(1) 既存の2計画は、内容が一部重複。計画期間は異なり、分かりにくい。

- 基本理念、成果目標、目標達成のための方策等において、2つの計画の内容が重複している。
- 計画期間は、「障害者計画」が5か年・「障害(児)福祉計画」が3か年と、両計画の期間は異なる。

(2) 障害(児)福祉計画は検証する期間が短い。

- 障害(児)福祉計画は、3か年計画のため、2か年の取組実績で効果検証を実施することになる。

2か年という期間は検証には短く、次期計画に現行計画の反省点等を十分に反映できない。

例えば、次の取組の効果検証は、2年間では十分な検討は困難である。

- ・ 施設入所者の地域生活移行の促進
- ・ 精神病床における長期入院者の退院促進

※ 「障害者計画」は、5か年計画のため検証期間が確保され、中長期的な視点で計画を検証・改定を

でき
することが出来ている。

4. 計画の統合により得られる効果

① 県民へのわかり易さの向上

○ 計画を1つにまとめることで、名称及び記載内容が整理され、内容によって見分ける必要が
無くなり、県民に分かりやすい計画を示すことが可能となる。

② 検証期間の確保と評価の質の向上

○ 計画期間を6年間とすることで、十分な検証期間が確保でき、結果(数値目標の達成度)と
目指す成果を検証し、今後の施策を中長期的な視点で検討することが可能となる。

③ 進行管理の効率化と実効性の向上

○ 障害者に関する様々な施策やサービスを、総合的・計画的に推進することがしやすくなり、
より実効性の高い計画となる。

5. 計画の統合による課題と県の考え方

① 計画期間を6年間とすることにより、

国の障害者基本計画の策定時期とズレが生じることから、国の計画を的確かつタイムリーに県の計画に反映させることが出来るか

突発的・重要案件が生じた際に、県の新たな取組みを、速やかに計画に反映をさせることが出来るか

② ひとつの計画にまとめることにより、

計画のボリューム(項目数やページ数)が増加するため、読みやすさや、使いやすさの低下に繋がらないか。

○ 障害(児)福祉計画に関する部分について、計画を3年ごとに見直すことは、今までと変わらない。
あわせて、国の策定する障害者基本計画で、新たに反映すべき内容が示された際や、突発的・重要案件が生じた際には、中間見直しの中で検討していくことは可能である。
なお、理念的な部分は、これまでの障害者計画も5年であり、次期の計画を6年としても影響は少ないと考える。

○ 内容のブラッシュアップにより、可能な限りスリム化。
誰もが読みやすい、わかりやすい見せ方を検討したい。